

令和3年度 第8回県政参画電子アンケート  
「鳥取県福祉のまちづくり条例の見直し(案)」に関するアンケート結果概要

1 調査概要

- テーマ 「鳥取県福祉のまちづくり条例の見直し(案)」に関するアンケート
- 実施期間 令和3年12月6日～12月20日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 721名
- 回答数 475名(回答率 65.9%)

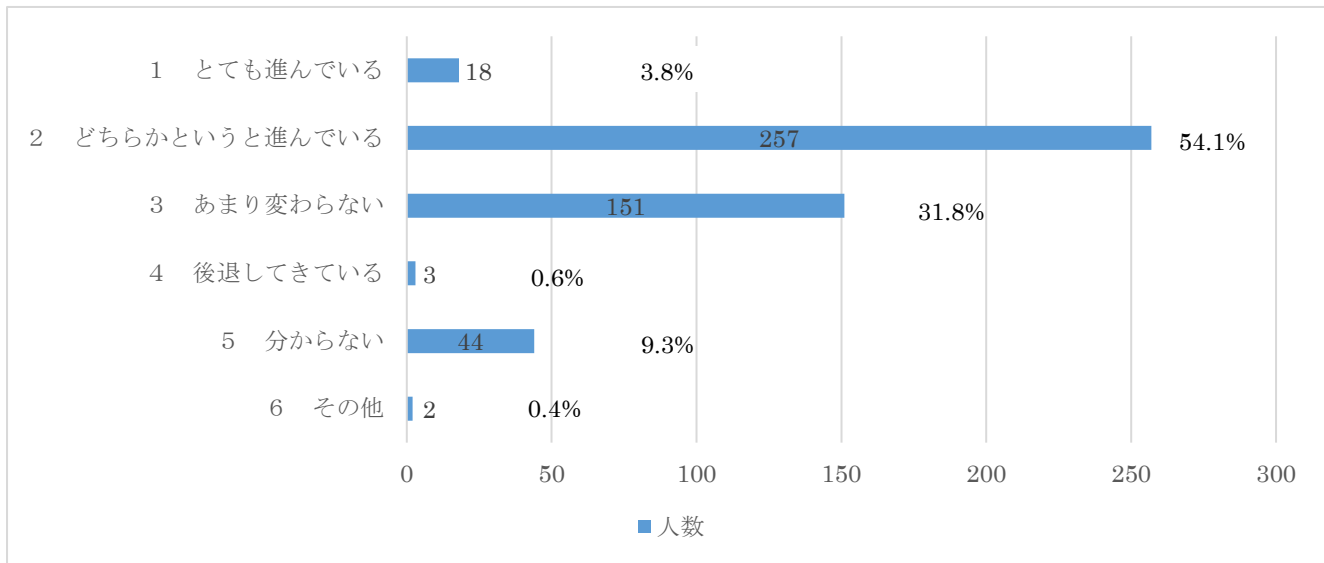
2 目的・概要

鳥取県では、県民が自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げるため、「福祉のまちづくり条例」を定めて建築物のバリアフリー化に取り組み、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除く福祉のまちづくりを推進してきました。

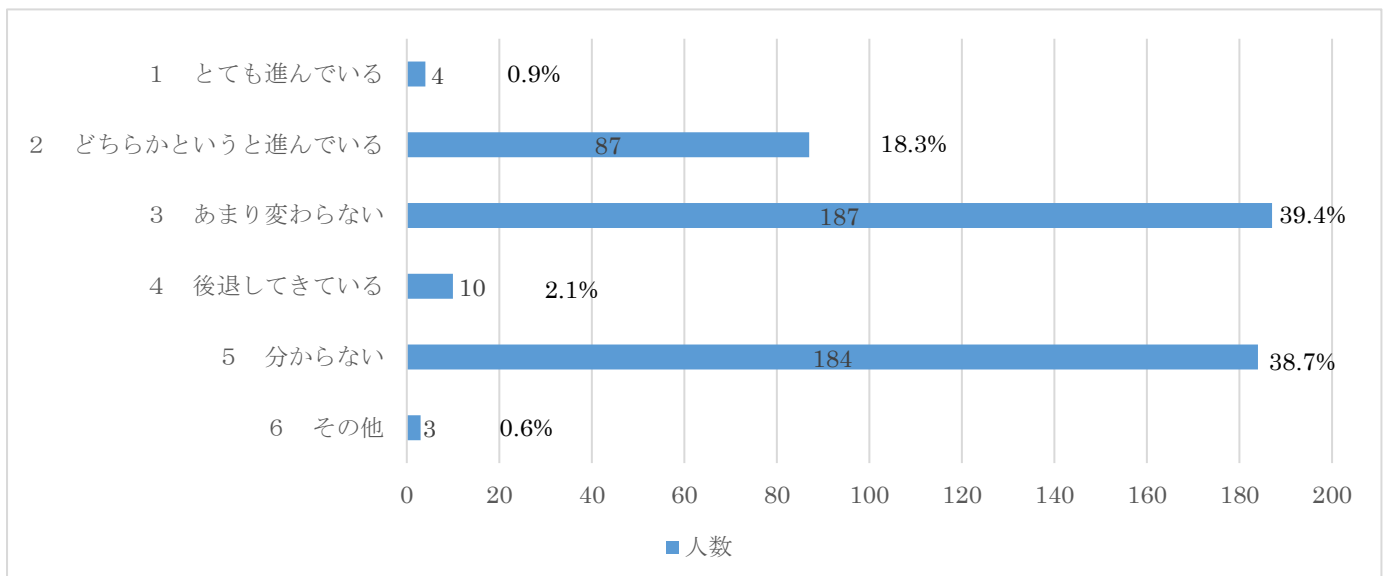
本条例は、改正施行から5年を経過した後にバリアフリー化等の状況を踏まえて見直しを検討することとしています。この度、平成28年の条例改正から5年が経過したことから、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため見直し案を作成しました。

見直し案では、よりバリアフリー化を進めた見直し内容としておりますが、福祉のまちづくり条例を改正するにあたり、アンケートを実施しました。

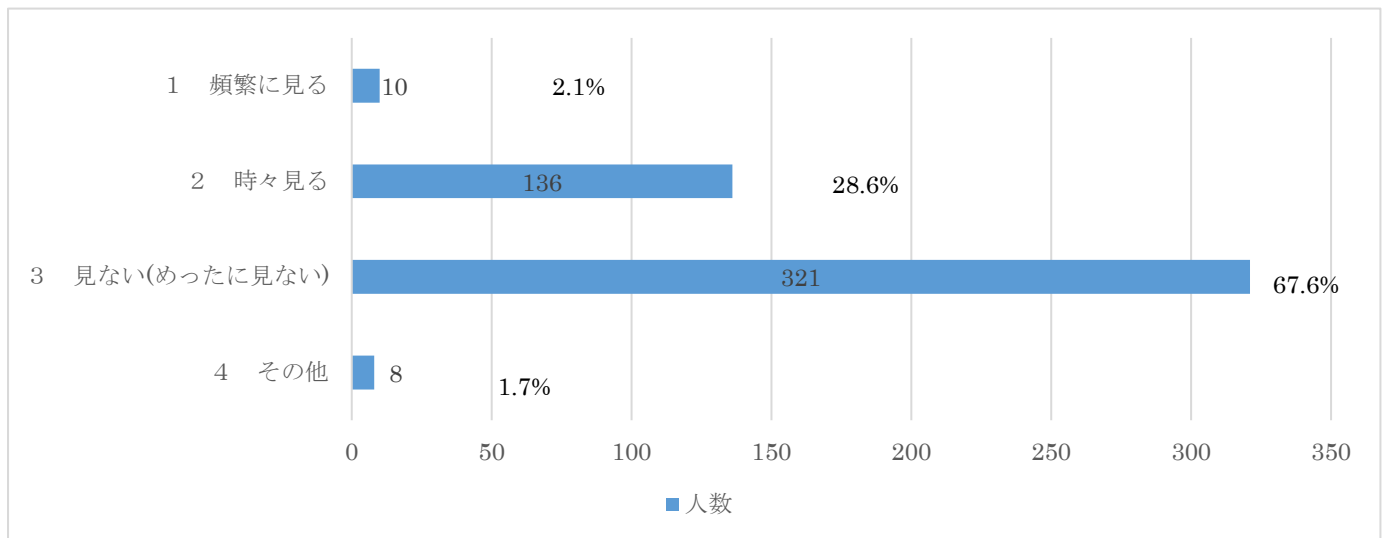
【問1】県では、福祉のまちづくり条例を定め、平成20年から一定規模以上の建築物を建築等するにあたり、バリアフリー整備を義務付けしていますが、建築物のバリアフリー化が進んでいると感じられることがありますか。



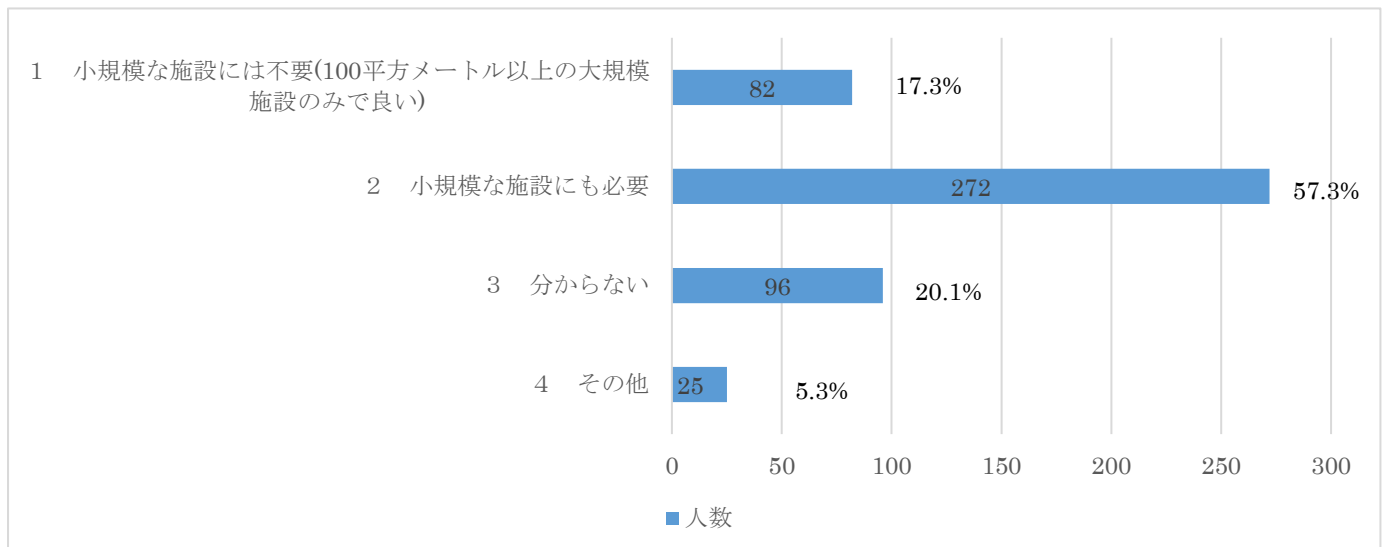
【問2】他県と比べ鳥取県の建築物のバリアフリー化は進んでいると思われませんか。



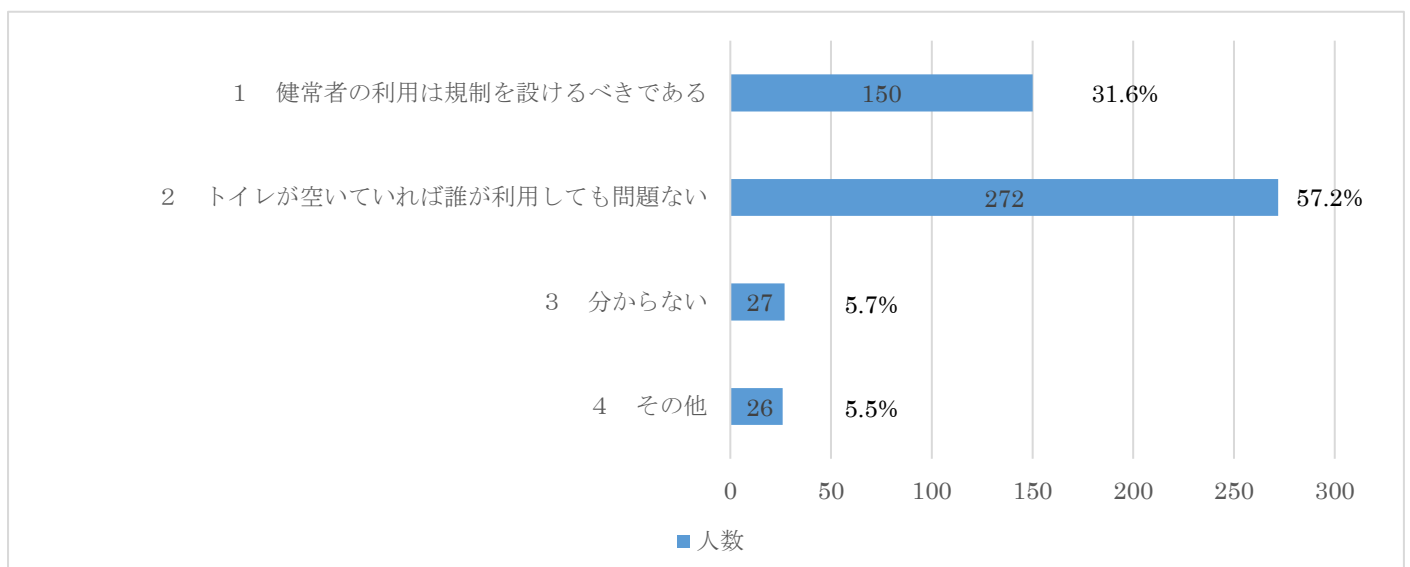
【問3】これまでに県内の建築物(物品販売店、飲食店、病院など)において、バリアフリー化が不十分なために、利用者が困ったことや周りが困っている状況を見たことはありますか。



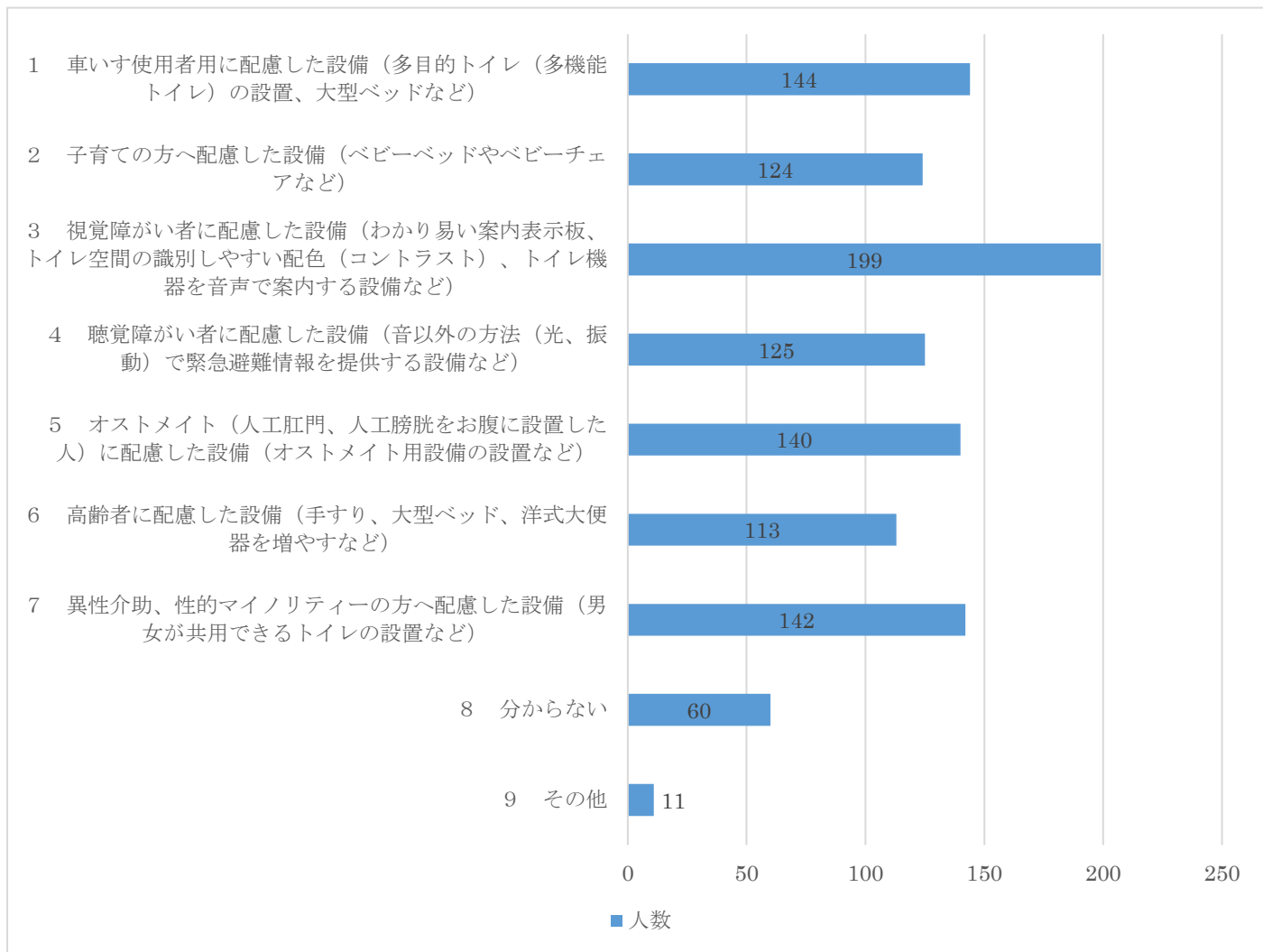
【問4】車いす使用者用トイレは、一定の広さとコストが必要になりますが、小規模な施設(50~100㎡程度の喫茶店や居酒屋など)にも車いす使用者用トイレを整備するなどバリアフリー化を進めるべきと思われますか。(※一般的な車いす使用者用トイレの広さは、内寸 2m×2m)



【問5】多目的トイレは、車いす使用者・オストメイト装備の利用者(人工肛門・人工膀胱をお腹に設置した人)・子供連れの方など利用が集中することから多目的トイレの機能(子育て設備、オストメイト)の一部を一般トイレに設置して分散化を図っていますが、こうした中、健常者が多目的トイレを利用されることについてどのように思われますか。

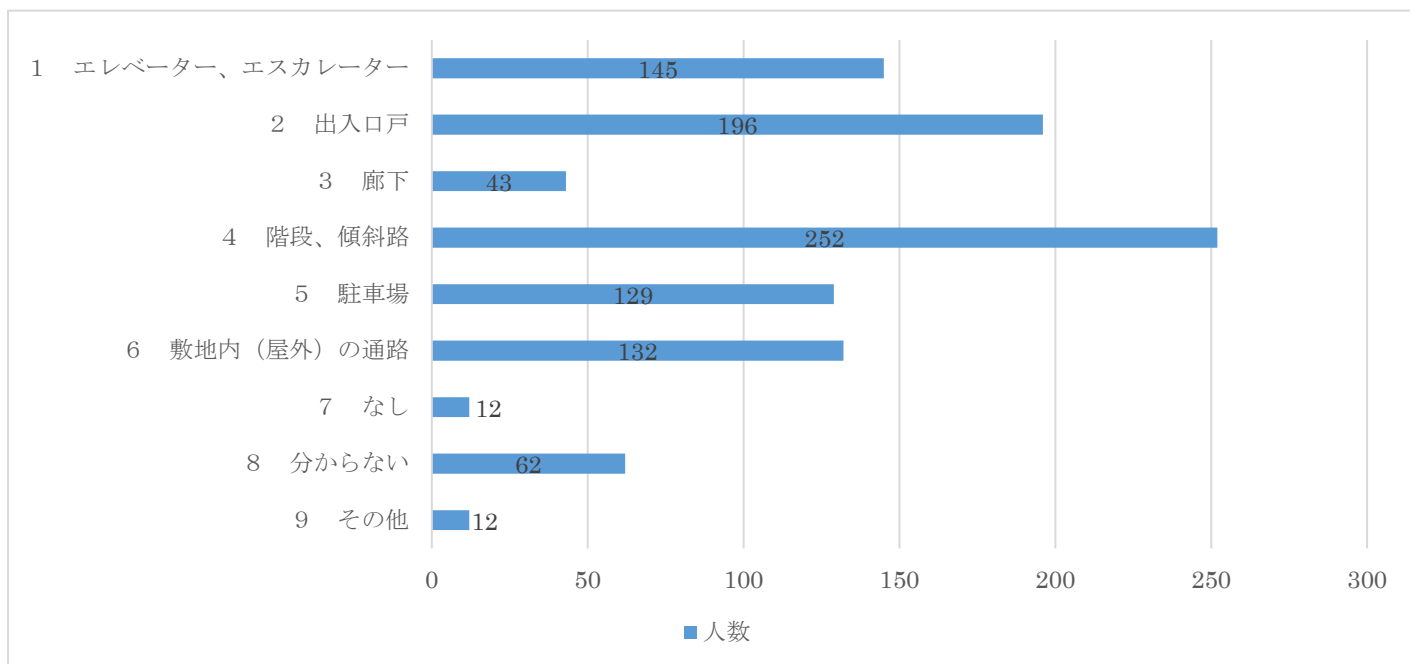


**【問6】トイレのバリアフリー化について最も整備が遅れている内容はどれと思われますか。**



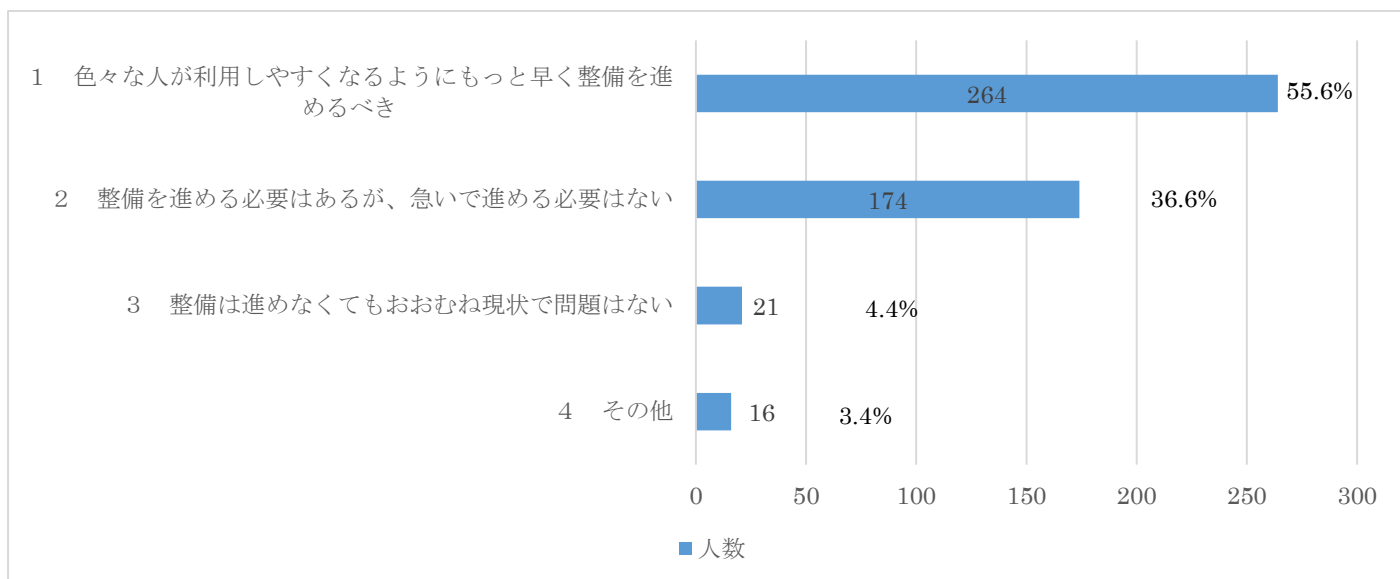
※3つまで選択、回答者475名

**【問7】トイレ以外でバリアフリー化が遅れていると思われる施設、設備はどれと思われますか。**



※3つまで選択、回答者475名

【問8】県における建築物のバリアフリー化の進捗ペース(状況)について、どう思われますか。



## 鳥取県福祉のまちづくり条例見直し案

### 1 義務付け建築物の規模の見直し

#### ①福祉施設等・公衆便所の義務付け適用面積の引下げ

用途	現行規定(適用率)	見直し(適用率)
老人ホーム、老人福祉センター等	100㎡以上(95%)	0㎡以上(100%)
公衆便所	50㎡以上(91%)	0㎡以上(100%)

#### ②面積基準が高い等により対象となる建築物が少ない施設の義務付け適用面積の引下げ

用途	現行規定(適用率)	見直し(適用率)
クリーニング取次店、コインランドリー等	100㎡以上(19%)	50㎡以上(83%)
理美容院	200㎡以上(3%)	100㎡以上(39%)
共同住宅、寄宿舎等	1000㎡以上(9%)	500㎡かつ3階以上又は1000㎡以上(21%)

### 2 障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充

#### (1)車いす使用者に配慮した見直し

##### ①車いす使用者用トイレ内大型ペットを設置する面積基準の引下げ(拡充)

集会場、物品販売店、公共体育館、ホテル等・・・2000㎡以上⇒1000㎡以上

##### ②車いす使用者用駐車場に屋根を設置する面積基準の引下げ(拡充)

バリアフリー義務付け建築物・・・5000㎡以上⇒2000㎡以上(※官公署施設は既に0㎡以上としている)

##### ③一般便所内に車いす利用が可能な便所設置を義務付け(新設)

- ・病院、集会場、公共体育館、美術館等・・・1000㎡以上
  - ・物品販売店、ホテル等・・・2000㎡以上 ・官公署施設・・・0㎡以上
- ※車いす利用が可能な便所・・・簡易型便所。(幅1.3m、奥行2m、出入口扉0.8m以上など)  
 ※男女便所がある場合は、それぞれ1以上整備。

##### ④主たる出入口扉を自動扉又は引き戸の整備を義務付け(新設)

- ・学校等、病院等、官公署施設・・・0㎡以上
  - ・各種学校・専修学校(予備校、英会話学校など)、集会場、展示場、物品販売店、ホテル、老人ホーム、体育館、美術館、公衆浴場、飲食店、クリーニング店、理美容院、銀行等・・・500㎡以上
- ※ただし、法令等の規定により設置が困難な場合は、インターフォンを設置。



(2) 見えない人・見えにくい人(視覚障がい者)に配慮した見直し

①敷地内と歩道の誘導ブロックを接続する面積基準の引下げ(拡充)

- ・美術館、集会場、老人ホーム、公共体育館等・・・1000㎡以上 ⇒ 0㎡以上
- ・物品販売店、飲食店、銀行等 ……1000㎡以上 ⇒ 100㎡以上

(3) 聞こえない人・聞こえにくい人(聴覚障がい者)に配慮した見直し

①トイレ内に火災警報装置(光警報装置)の設置を義務付け(新設)

特別支援学校、病院、集会場、物品販売店、ホテル(共用部)・・・1000㎡以上  
官公署施設、老人ホーム、公共体育館、美術館、公衆浴場等

※火災時に建物内の火災警報装置と連動し、トイレ内のどこでも音以外の視覚的な方法により視認できる非常情報を伝える。

②エレベーター内に火災時管制運転装置の設置を義務付け(新設)

①と同じ・・・3階かつ2000㎡以上 ※火災時に1階へエレベーターが自動着床し、外部へ避難できる安全装置

(4) 高齢者等に配慮した見直し

①階段(踊り場含む)両側手すりの設置を義務付け(新設)

- ・学校等、病院、老人ホーム、官公署施設、美術館・・・ 0㎡以上
- ・飲食店、理美容院、銀行等・・・100㎡以上
- ・公衆浴場等 ……500㎡以上

3 弱視(ロービジョン)者に配慮する整備基準の拡充

視覚障がい者の大部分を占める弱視者に配慮する整備基準(新設)

弱視者がより容易に存在や位置が識別できるように配色(コントラスト)への配慮について条例に規定する。

【廊下・階段・傾斜路】【便所】

- ・床、壁、出入口扉(便所の場合は、便所ブース扉)は、それぞれ明度、色相又は彩度の差をつける他、必要な照度を確保する。
- ※それぞれの取合い部分に差をつけることでも可



【床と壁との境界を強調した例】

4 既存建築物に対する適用基準の緩和

用途変更に係るエレベーター整備基準の緩和(拡充)

既存建築物の用途変更について、床面積が500㎡未満までエレベーターの設置を免除する。

5 その他の見直し(整備基準以外の見直し)

①飲食店や物品販売店を営む店舗内は、段差解消に努めることを規定(新設)

- ・対象施設・・・飲食店、物販店を営む店舗(店舗内及び室内通路が対象)
- ・適用面積・・・1000㎡以上
- ※段を設ける場合は、傾斜路や段差解消機を併設すること。

②市町村が福祉のまちづくり推進に向けた協議会を設置できることを規定(新設)

・市町村は、地域の実情に応じた福祉のまちづくりの推進に関する施策を策定し、これを実施するよう市町村協議会(仮称)の体制の整備に努めること。

③公営住宅における車いす使用者用住戸の推進について(新設)

・公営住宅は、新築・建替時において車いす使用者用住戸の整備に努めること。

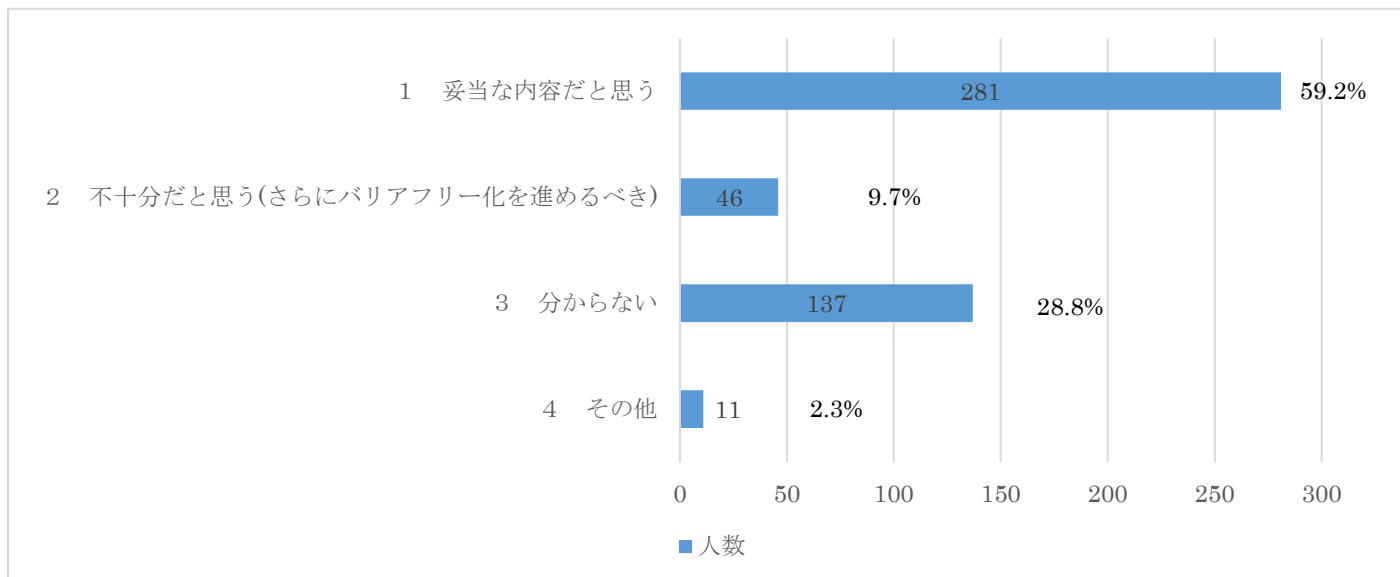
④バリアフリー建築物の認証制度の導入(新設)

・バリアフリー基準に適合した上で、さらに誰もが使いやすいユニバーサルデザインを採用している建築物にランクを付けて認証する制度を創設する。

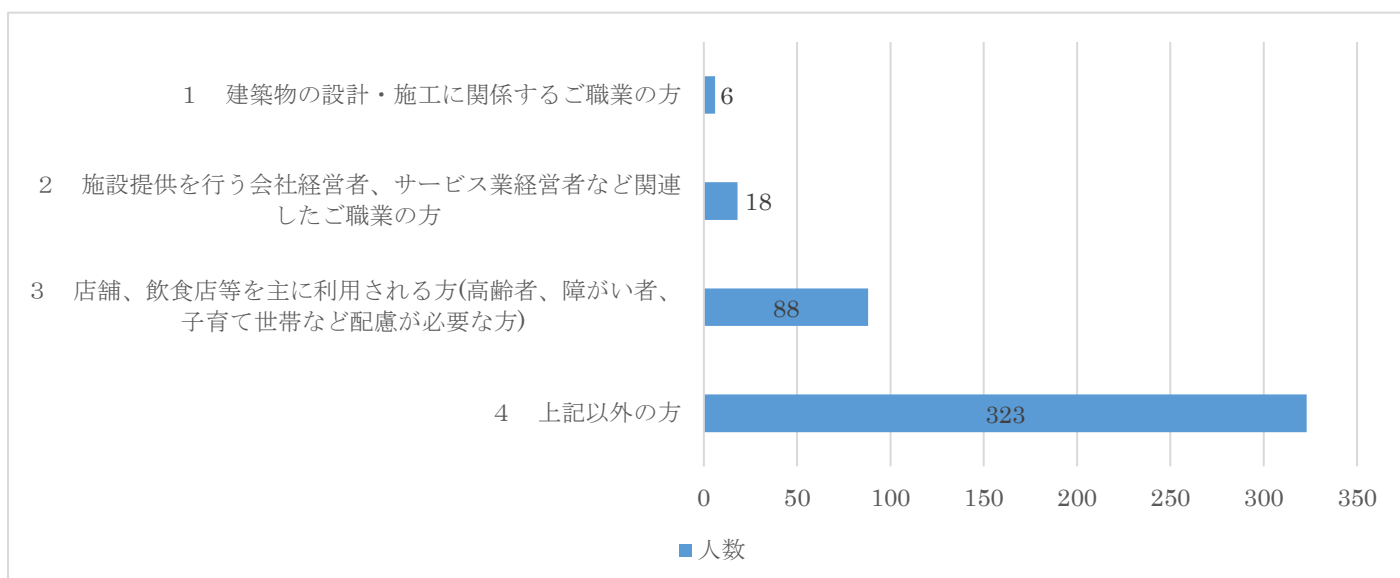
⑤ICT(情報通信技術)を活用したまちづくりの推進(新設)

・福祉のまちづくりの基本方針に情報通信技術を活用した環境整備の推進を進めることを規定する。

### 【問9】見直し案についてどう思われますか。



### ○属性 ※任意



※回答者435名